

様式第1号（第7条関係）

事業計画書

1 事業者に関する事項

発電事業者	住 所	神奈川県相模原市中央区東淵野辺 5-12-6
	氏 名	株式会社スマートパワーシステム 連絡先 042-851-3841
設 計 者	住 所	神奈川県相模原市中央区東淵野辺 5-12-6
	氏 名	株式会社スマートパワーシステム 連絡先 042-851-3841
工 事 事 業 者	住 所	神奈川県相模原市中央区東淵野辺 5-12-6
	氏 名	株式会社スマートパワーシステム 連絡先 042-851-3841
維持管理業者	住 所	神奈川県相模原市中央区東淵野辺 5-12-6
	氏 名	株式会社スマートパワーシステム 連絡先 042-851-3841

2 太陽光発電事業に関する事項

事業区域の住所	東松山市大字松山字土用山 2018-1
事業区域の面積	1296 m ²
土地の所有者	☐ 発電事業者 ☒ その他 ()
管理棟の有無	有 (床面積 m ²) ・ (無)
伐採面積	m ²
伐採届出	年 月 日付 届出済
除根	有 ・ (無)
伐採木竹処分方法	場外搬出処分： m ² ・ その他 ()
切土量： m ³	盛土量： m ³
残土処理量 (搬入)：	m ³
(搬出)：	m ³

法面整形の面積	切土法面：	m ²	盛土法面：
m ²			
空地の緑化方法：			で
m ³			
法面の緑化方法：			で
m ³			

3 太陽光発電設備に関する事項

発 電 出 力	49.5 kW		
太 陽 電 池 の 合 計 出 力	96.60 kW		
太 陽 光 モ ジ ュ ー ル の 面 積	434 m ²		
基 礎 構 造	コンクリート基礎	m ² ・本	
	直 接 基 礎	m ² ・本	
	ス ク リ ュ ー 杭	66 本	
パ ワ ー コ ン デ ィ シ ョ ナ ー の 出 力 及 び 設 置 台 数	49.5 kW		9 台

4 維持管理計画（事業廃止時に関する事項を含む）

太陽光発電事業実施期間	令和7年8月30日から20年間
維持管理頻度	年2回（2月と8月に実施予定） ※必要に応じて追加
維持管理内容	発電設備の点検、補修整備、雑草防除
実施期間満了後の予定	事業実施期間に事業譲渡します。
事業実施期間における事業譲渡の予定	あり

5 安全対策に関する事項

防 犯 灯	基
防 護 柵 (高 さ)	1.3m
消 防 施 設	
集 排 水 路	(使用資材・延長) なし
調 整 池	(構造・貯留量) なし
浸 透 施 設	(構造・貯留量) なし
接 道 状 況 東 側 西 側 南 側 北 側	北側 市道第 3309 号線に接道
そ の 他	

6 財政計画

撤去費用等に関する費用積立に関する計画	年4.95万ずつ稼働期間中は永続
再エネ特措法に基づく積立の有無	有 ・ 無
再エネ特措法に基づかない積立の有無	有 ・ 無
積立費用	積立期間：10年間 毎年の積立額の予定金額：約4.95万 最終的な積立予定額：約49.5万
火災保険等の加入予定	有 ・ 無

7 緊急連絡表

株式会社スマートパワーシステム 連絡先 042-851-3841

8 関係法令の届出及び認可の状況

土砂災害警戒区域 該当しない

急傾斜地崩壊危険箇所 該当しない

砂防指定地 該当しない

農地法 農地法第5条許可申請 令和7年7月申請予定

埋蔵文化財 該当しない

土地改良区 該当しない

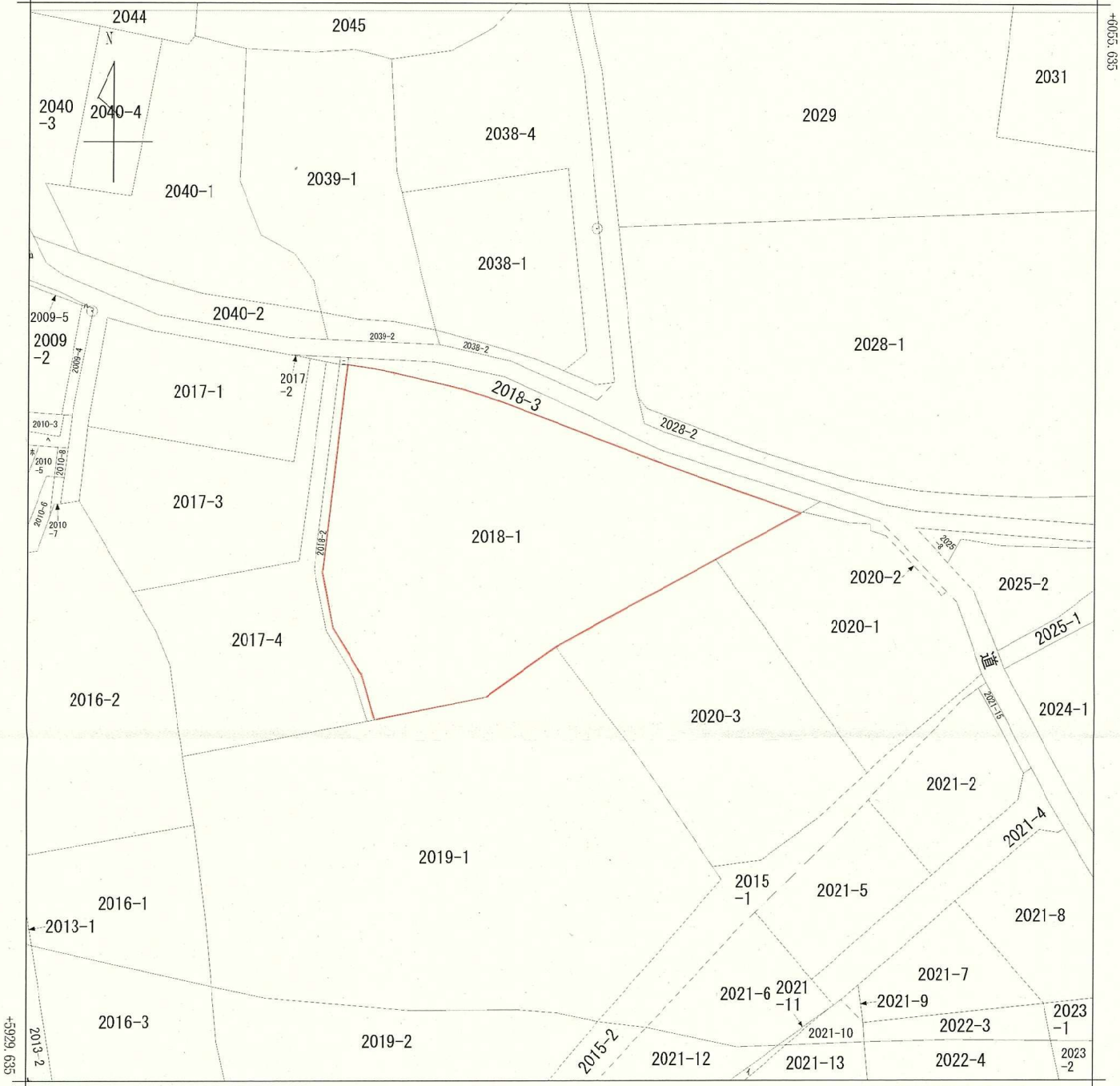
自然環境保全関係 保全関係の該当なし



Google

イ 2021-14 ハ 2009-8 ホ 2010-1 ト 2012-2
ロ 2042-3 ニ 2018-4 ヘ 2010-2

(座標値種別：図上測定) -39126.488



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番
区域見出
大字松山

請 求 部 分	所 在	東松山市大字松山字土用山					地 番	2018番1		
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	乙一	座 標 系 番 号 又 は 記 号	Ⅸ	分 類	地図に準ずる図面		種 類	地籍図
作 成 年 月 日	昭和47年3月				備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 項 目		

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年2月23日	不動産番号	0304000505946
地図番号	N23-2	筆界特定	余白		
所 在	東松山市大字松山字土用山			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付(登記の日付)		
2018番	畑	1289	余白		
2018番1	余白	1249	①③2018番1、2018番2に分筆 [昭和50年12月17日]		
余白	余白	1396	③錯誤 国土調査による成果 [昭和51年3月24日]		
余白	余白	1296	③2018番1、2018番3に分筆 [昭和56年10月29日]		
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月23日		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者(その他の事項)
1	所有権移転	昭和56年1月21日 第720号	原因 昭和55年11月9日相続 所有者 [黒塗り] 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年2月23日
2	所有権移転	令和7年3月24日 第2998号	原因 令和6年11月21日相続 所有者 [黒塗り]



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(さいたま地方法務局東松山支局管轄)

令和7年5月16日

東京法務局

登記官

楠野智之

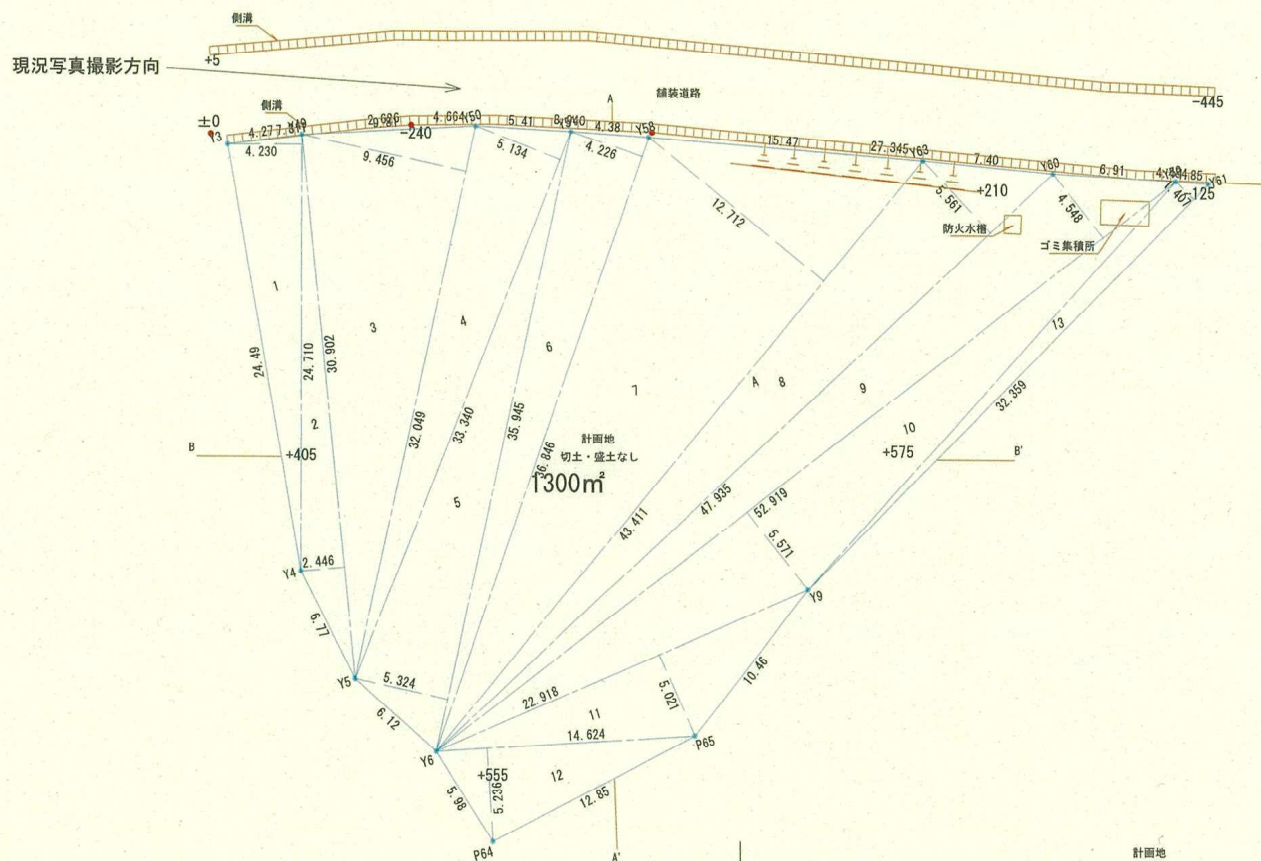
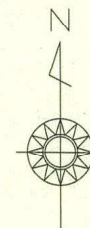
* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職務で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K27027 (1/1)





案件名
東松山市大字松山字土用山2018-1

設置場所住所
東松山市大字松山字土用山2018-1

日付
2025/3/18

作図
[Redacted]

承認
**

縮尺 A3
1/300

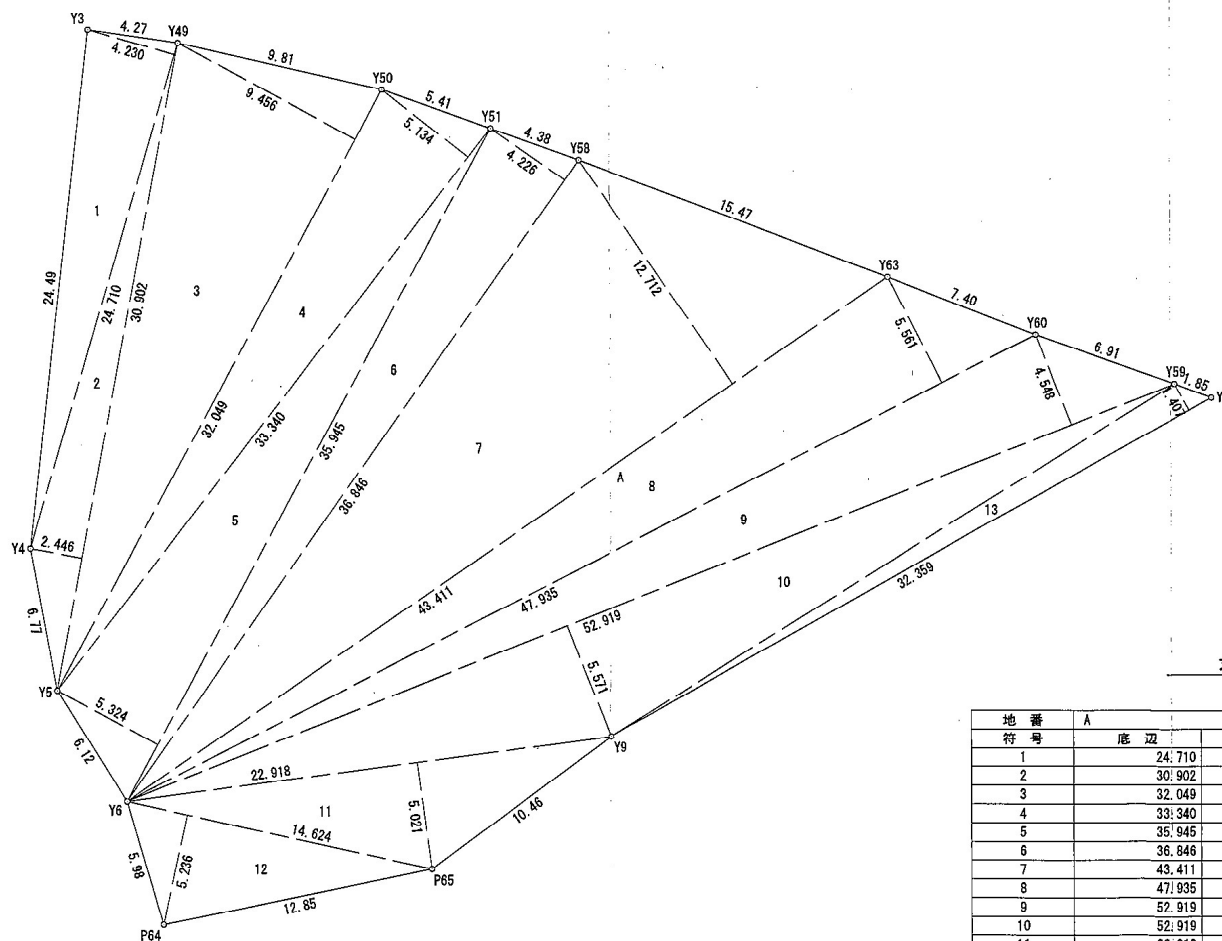
平面図



求積図

S=1/250

所在: 東松山市大字松山字土用山2018-1



求積表

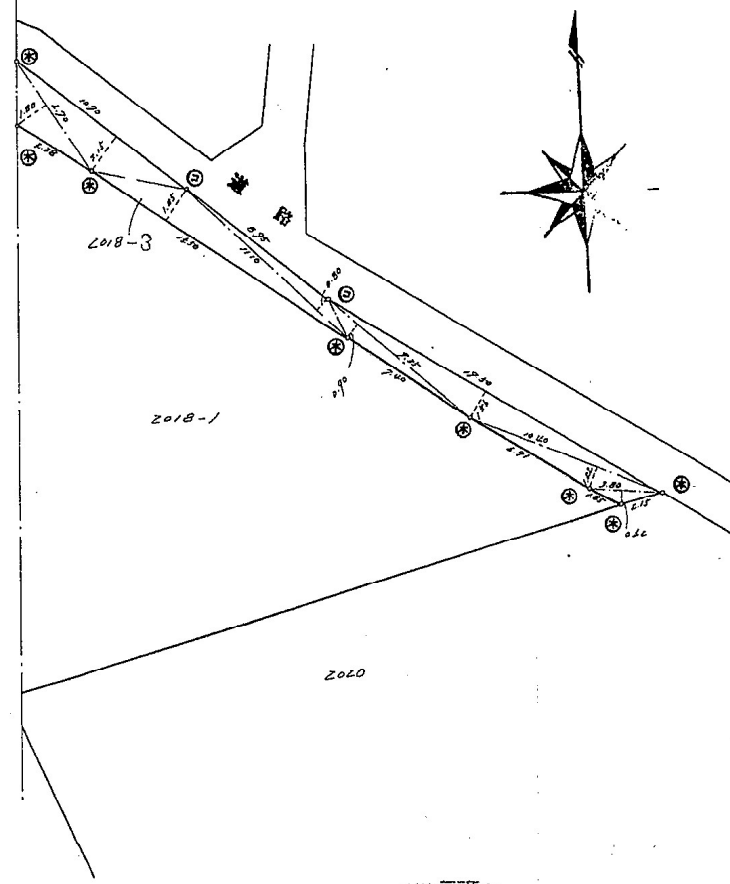
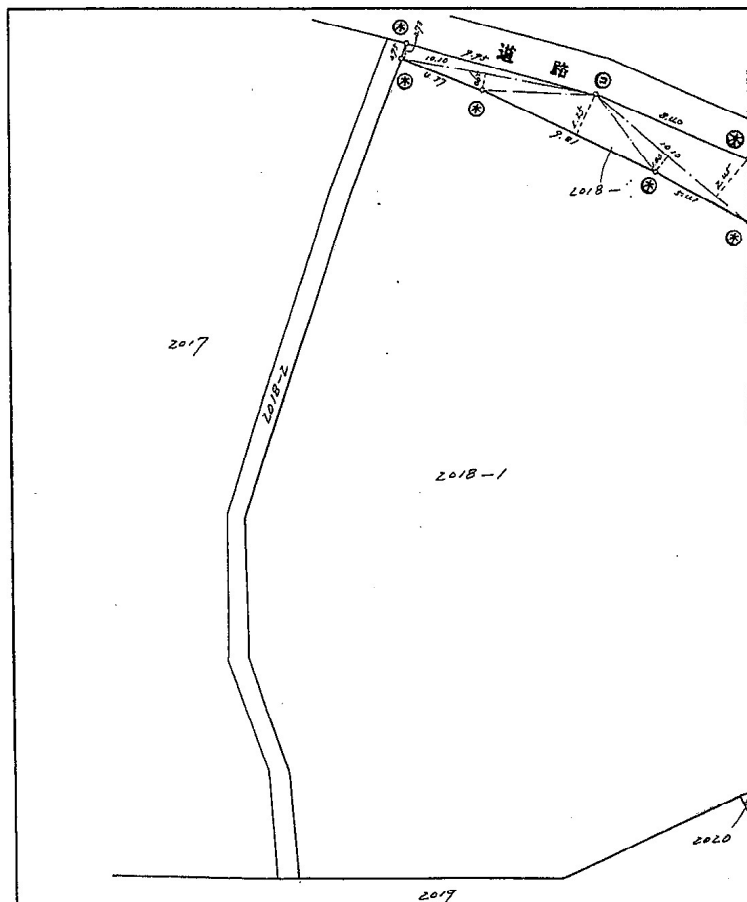
地番	A	底辺	高さ	倍面積
1		24.710	4.230	104.523300
2		30.902	2.446	75.586292
3		32.049	9.456	303.055344
4		33.340	5.134	171.167560
5		35.945	5.324	191.371180
6		36.846	4.226	155.711196
7		43.411	12.712	551.840632
8		47.935	5.561	266.566535
9		52.919	4.548	240.675612
10		52.919	5.571	294.811749
11		22.918	5.021	115.071278
12		14.624	5.236	76.571264
13		32.359	1.407	45.529113
合計				2592.481055
合計面積				1296.2405275
地積				1296.24 m ²

1154316

S56.10.29

地 番 2018-3, -1 地 積 測 量 図 (1/2)

土地の所在 東松山市 大字松山字工用山



凡例	記号	境界標の種類	記号	境界標の種類	記号	境界標の種類
	㊦	石 杭	㊧	プラスチック杭	㊨	木 杭
	㊩	コンクリート杭	㊪	金 属 杭		
	㊫	金 属 鉄	㊬	刻 印		

作 製 者 東松山市役所
鈴木貞美 (昭和56年8月27日作製)

嘱託者 被代位者
代位者 東松山市長 芝 崎

縮 尺 1/250

1154317

地番	2018-3-1	地積測量図(2)
土地の所在	東松山市大字松山字土用山	

面積計算書

2018-3

$$\begin{aligned}
 10.10 \times 0.73 &= 7.3730 \\
 10.10 \times 0.90 &= 9.0900 \\
 9.81 \times 2.25 &= 22.0725 \\
 10.10 \times 1.00 &= 10.1000 \\
 10.10 \times 2.45 &= 24.7450 \\
 6.70 \times 1.80 &= 12.0600 \\
 10.70 \times 2.15 &= 23.0050 \\
 15.50 \times 1.85 &= 28.6750 \\
 11.10 \times 0.80 &= 8.8800 \\
 9.35 \times 0.90 &= 8.4150 \\
 19.50 \times 1.56 &= 30.4200 \\
 10.40 \times 1.22 &= 12.6880 \\
 7.80 \times 0.62 &= 4.8360
 \end{aligned}$$

合計 = 189.8795
面積 = 99.93775

2018-1

$$1396 - 99.9375 = 1296.07$$

凡例	記号	境界線の種別	記号	境界線の種別	記号	境界線の種別
	㊦	石杭	㊧	プラスチック杭	㊨	木杭
	㊩	コンクリート杭	㊪	金属杭		
	㊫	金属鉄	㊬	刻印		

作製者

東松山市役所

鈴木貞美

(昭和56年8月27日作製)

嘱託者

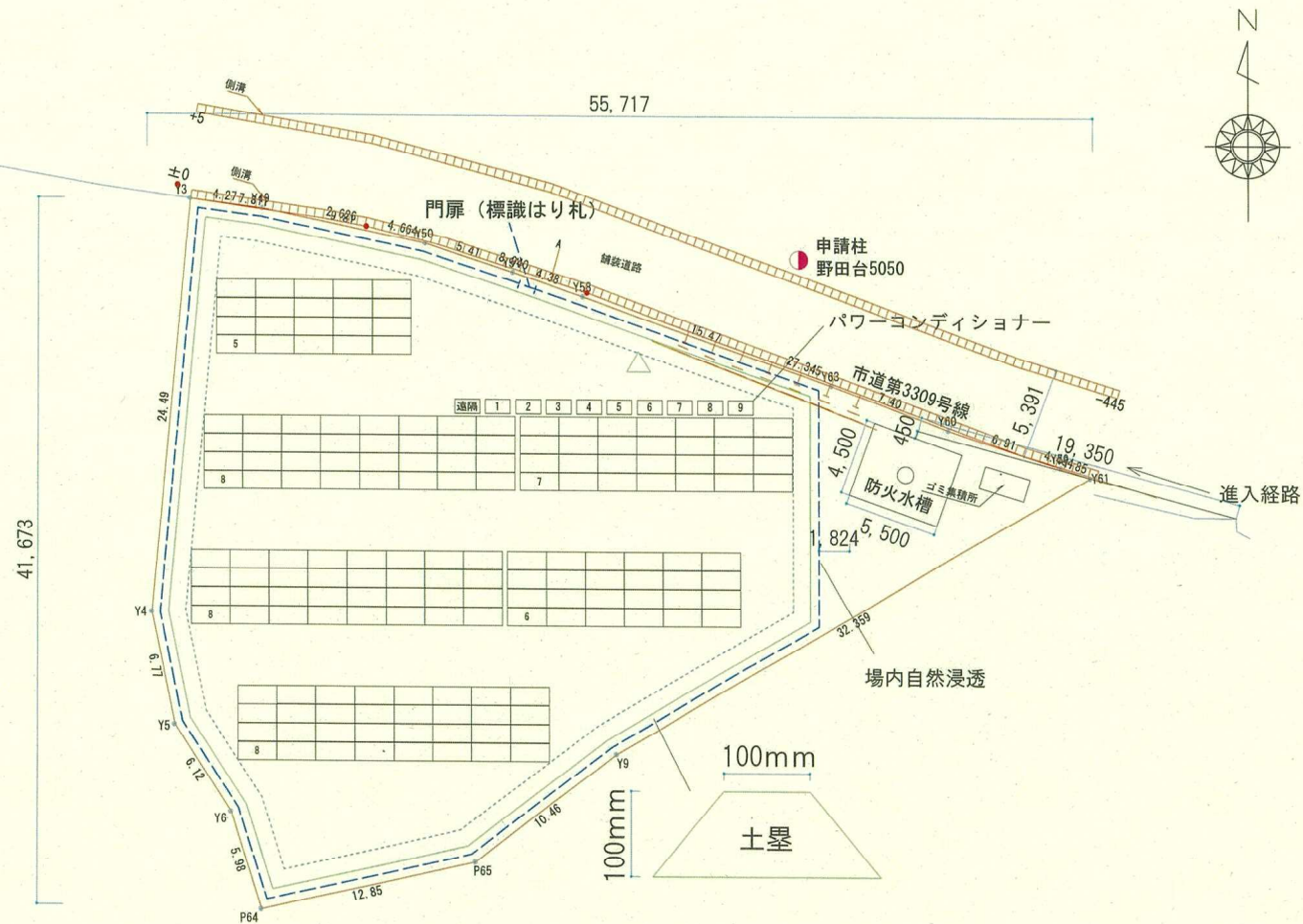
被代位者
代位者

東松山市長 芝崎 享

縮尺

1/250

土地利用計画図



パネル面積: $2.278\text{m} \times 1.134\text{m} \times 168\text{枚} = 434\text{m}^2$ / 間地面積 $1054\text{m}^2 - 434\text{m}^2 = 620\text{m}^2$
※流出係数 (パネル): 0.8 / (間地): 0.2
 $(434\text{m}^2 \times 0.8 + 620\text{m}^2 \times 0.2) \div 1054\text{m}^2 = 0.447$
※降雨強度: 57mm/h
雨水流出量 $= 1/1000 \times 0.447 \times 57\text{mm/h} \times 1054\text{m}^2 = 26.855$
土地1㎡あたりの浸透能: ローム層 $0.108\text{m}^3/\text{㎡} \cdot \text{hr} \times \text{土地面積} 1054\text{m}^2 = 113.832\text{m}^3/\text{hr}$
 $26.855 < 113.832$

敷地
フェンス
1号柱

【太陽光発電設備概要】

モジュール形式	JKM575N-72HL4-V (2278*1134*35)
設置枚数	168枚
システム構成	
KPW-A55-J4	PCS01 8直列×3並列=24枚
KPV-A55-J4	PCS02~03 8直列×3並列=24枚
	PCS04~09 8直列×2並列=16枚
設置容量	96.60kW
発電出力	49.5kW
通信機器	**
設置方位	南
架台	20度
垂直積雪量	cm
	小数点切り上げ
フェンス長	133m 250418
フェンス高	1.3m
フェンス内面積	1118㎡ 250418
境界～フェンス間	500mm
フェンス～パネル間	1500mm
防草シート	なし
境界からパネル間	2000mm
土塁面積 (内側)	約1054㎡
土塁面積 (外側)	約243㎡

【更新履歴】

No.	更新日	作図者	内容
1	24.08.24		パネル枚数、ストリング変更 160枚⇒168枚
2	25.04.18		資料修正
3	25.04.30		資料修正

案件名
埼玉県東松山市大字松山字土用山2018-1

設置場所住所
埼玉県東松山市大字松山字土用山2018-1

日付
2025/04/30

作図
[Redacted]

承認
**

縮尺 A3
1/400

土地利用計画図

N型単結晶 太陽電池モジュール仕様書

Tiger Neo

JKM575N-72HL4-V

お問い合わせ

ジンコ・ソーラー・ジャパン株式会社

所在地: 〒104-0031

東京都中央区京橋2丁目2番1号

京橋エドグラン9階

1. 適用

本仕様書はジンソーラー社が製造する結晶シリコン太陽電池モジュールの仕様について適用する

2. 準拠規格

本製品は以下のIEC規格に準拠して製造されている

(IEC規格:国際電気標準会議が策定する国際規格。TBT協定によりJISと整合化)

IEC61215-1 2016 Terrestrial photovoltaic (PV) modules – Design qualification and type approval – Part 1: Test requirements

IEC61215-1-1 2016 Terrestrial photovoltaic (PV) modules – Design qualification and type approval

– Part 1-1: Special requirements for testing of crystalline silicon photovoltaic (PV) modules

IEC61215-2 2016 Terrestrial photovoltaic (PV) modules – Design qualification and type approval – Part 2: Test procedures

IEC61730-1 2016 Photovoltaic (PV) module safety qualification – Part 1: Requirements for construction

IEC61730-2 2016 Photovoltaic (PV) module safety qualification – Part 2: Requirements for testing

(上記記載のIEC規格と整合)

JIS C 61215-1 2020 地上設置の太陽電池(PV)モジュールー設計適格性確認及び型式認証ー 第1部:試験要求事項

JIS C 61215-2 2020 地上設置の太陽電池(PV)モジュールー設計適格性確認及び型式認証ー 第2部:試験方法

JIS C 61215-1-1 2020 地上設置の太陽電池(PV)モジュールー設計適格性確認及び型式認証

ー 第1-1部:結晶シリコン太陽電池(PV)モジュールの試験に関する特別 要求事項

JIS C 61730-1 2020 太陽電池(PV)モジュールの安全適格性確認ー第1部:構造に関する要求事項

JIS C 61730-2 2020 太陽電池(PV)モジュールの安全適格性確認ー第2部:試験に関する要求事項

JIS C 62790 2020 太陽電池(PV)モジュール用端子箱ー安全性要求事項及び試験

3. 適用等級及び火災等級

適用等級 本製品はIEC 規格に規定される適用等級Aに適合する

火災等級 本製品はIEC規格に規定される火災等級Cに適合する

4. 電気的性能

4-1. 基準状態(STC)における出力特性

太陽電池型式	JKM575N-72HL4-V
公称最大出力(Pmax) / 公差	575Wp / 0~+3%
公称最大出力動作電圧(Vmp)	42.22V
公称最大出力動作電流(Imp)	13.62A
公称開放電圧(Voc) / 公差	50.88 ±3%
公称短絡電流(Isc) / 公差	14.39 ±4%
モジュール変換効率	22.26%
セル実効変換効率	24.20%

※基準状態(STC):セル温度25℃、AM1.5、放射照度1000W/m²

4-2. 公称動作セル温度(NOCT)における出力特性

公称最大出力(Pmax)	432Wp
公称最大出力動作電圧(Vmp)	39.60V
公称最大出力動作電流(Imp)	10.92A
公称開放電圧(Voc)	48.33V
公称短絡電流(Isc)	11.62A
公称動作セル温度	45±2℃

※NOCT条件:日射強度800W/m²、外気温20℃、AM1.5、風速1m/s

4-3. システム電圧

最大システム電圧	1500V DC
最大直列ヒューズ定格	25A

5. 温度特性

温度係数	最大出力 (Pmax)	-0.3%/°C
	開放電圧 (Voc)	-0.25%/°C
	短絡電流 (Isc)	0.046%/°C

6. 機械的仕様

セルタイプ	N型単結晶 182mm(中央でカットレハーフサイズで使用)
セルの配列	144 (6x24)
外形寸法	2278×1134×35mm
質量	28.0kg
フロントガラス	3.2mm厚、低反射コーティング、高透過率、低鉄分、強化ガラス
裏面ガラス	- (対象外)
フレームの材質	アルマイト処理アルミニウム合金
J-ボックス	IP68準拠
出力ケーブル	TUV 1×4.0mm ² 、長さ:(+)400mm、(-)200mm、又はカスタマイズ可能
コネクタ	Jinkosolar製PV-JK03M (MC4互換)

7. 機械的性能

モジュール動作温度範囲	-40～+85°C
耐荷重性能(表面荷重)	5400Pa
風圧荷重(裏面風圧)	2400Pa

※関連国際規格 (IEC) に準拠

8. 梱包構成

パレット (pallets)	31pcs
スタック (stack)	62pcs
コンテナ (40feet HQ)	620pcs

9. 出荷前検査

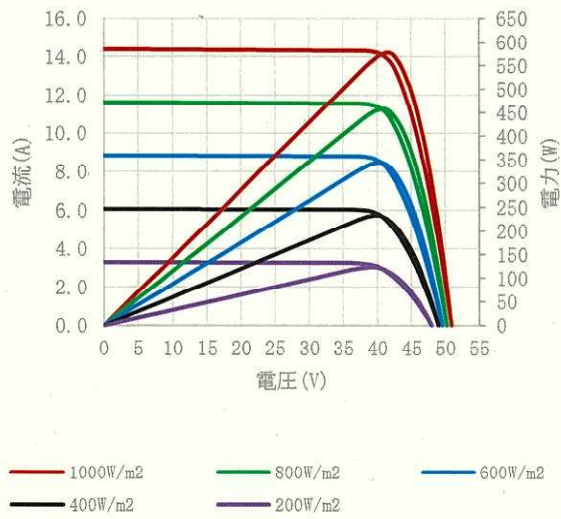
製品出荷前に規定の全品検査を行い、基準を満たすものを出荷する

【主要出荷前検査】

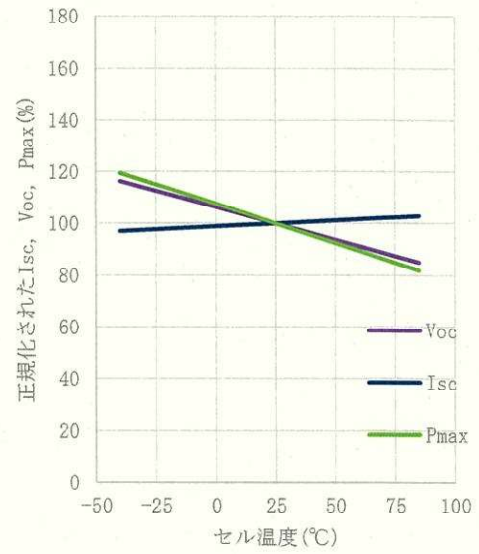
- フラッシュテスト
- ELカメラ検査
- 耐電圧試験 (6000Vで1秒以上)
- 絶縁抵抗試験
- 外観検査

10. 電気温度特性

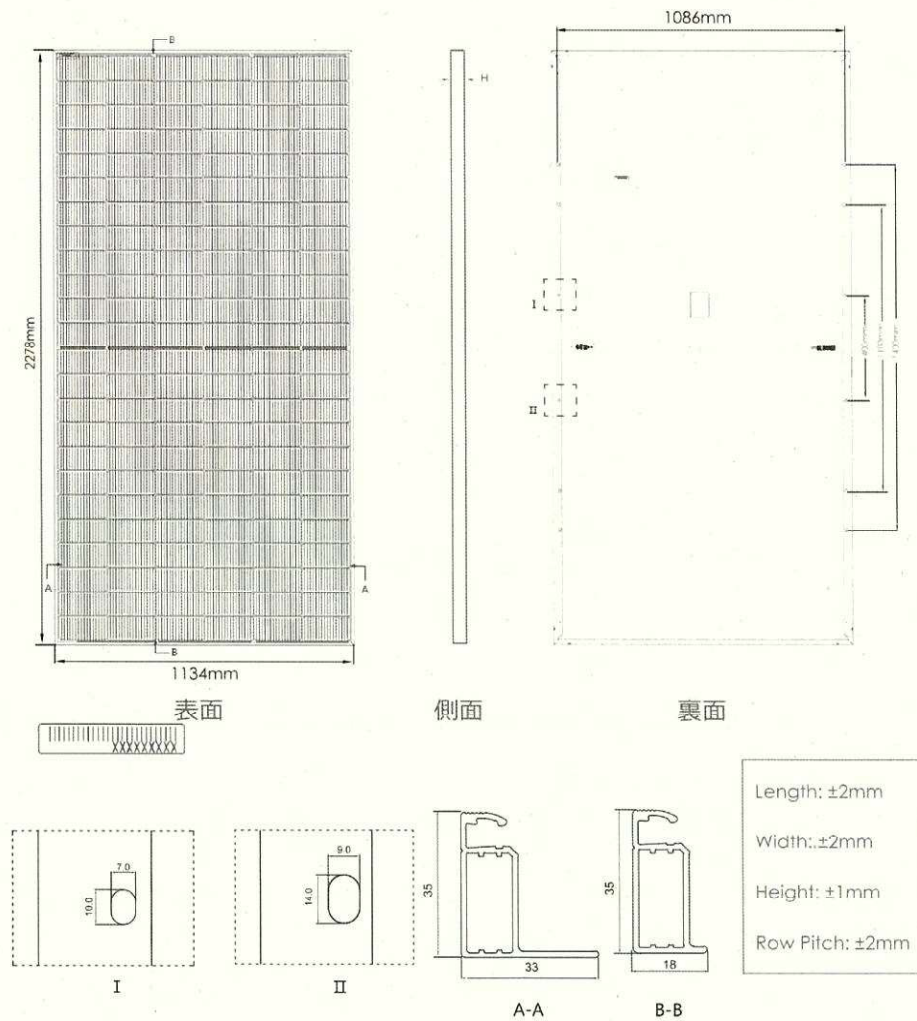
電流-電圧 & 電力-電圧曲線



Isc, Voc, Pmax温度依存性



11. モジュール寸法図



以下余白



4 3 2 1

D

D

C

C

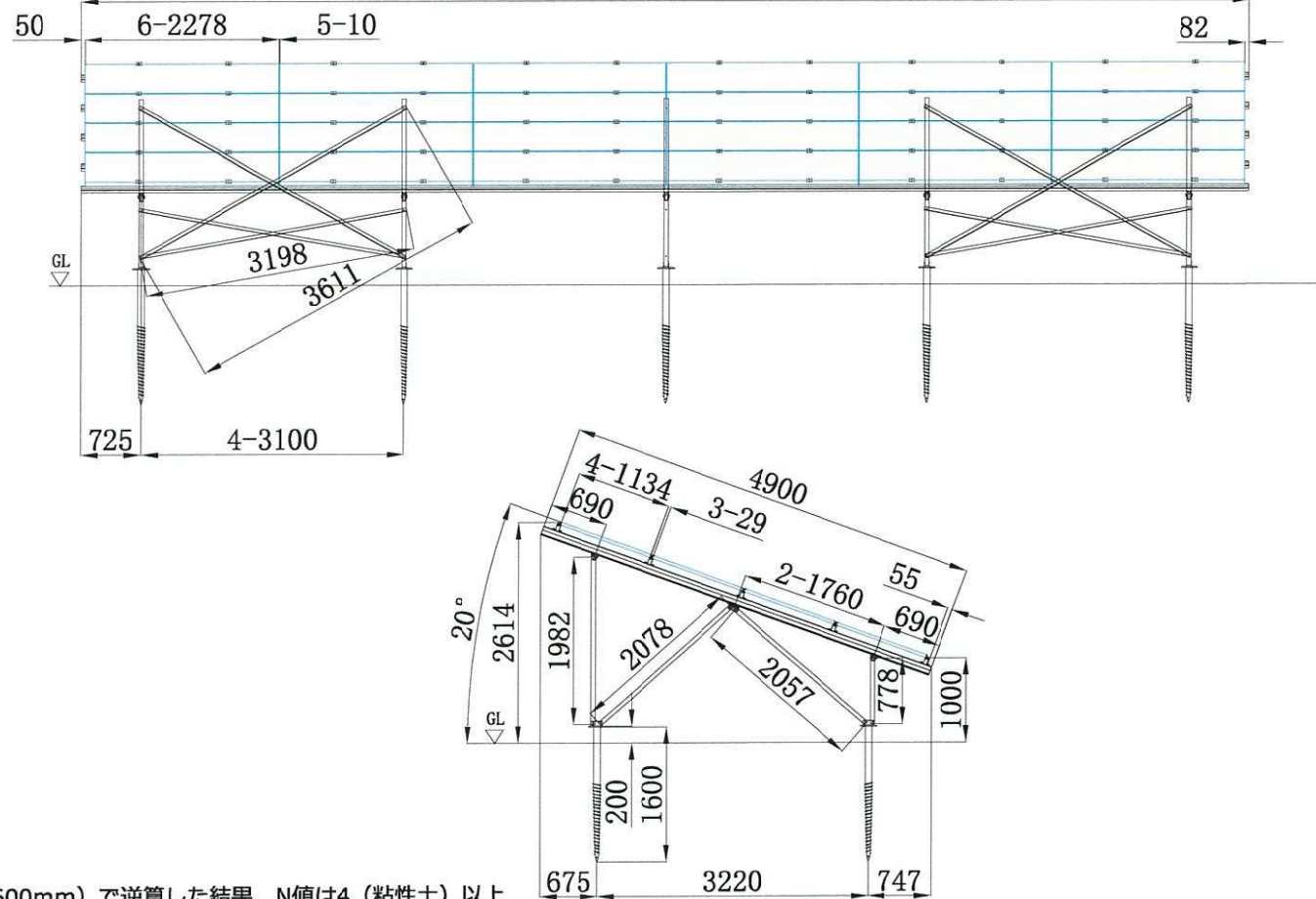
B

B

A

A

13850 (3525+3100*2+4125)



※ご指定の杭長（1600mm）で逆算した結果、N値は4（粘性土）以上が必要となります。

横桟固定金具	側面固定金具	中間固定金具	柱材接合部1	柱材接合部2
横桟締結金具	筋交い接合部	ベース固定金具		

パネルサイズ	2278x1134x35	アレイ	4X6
地表面粗度区分	Ⅲ	バージョン	V1
風速	30m/s	製図	Yasin
積雪量	30cm	確認	Brody
日付	2024-10-17	承認	Johnny
計算基準	JISC8955 2017+発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年3月31日）		



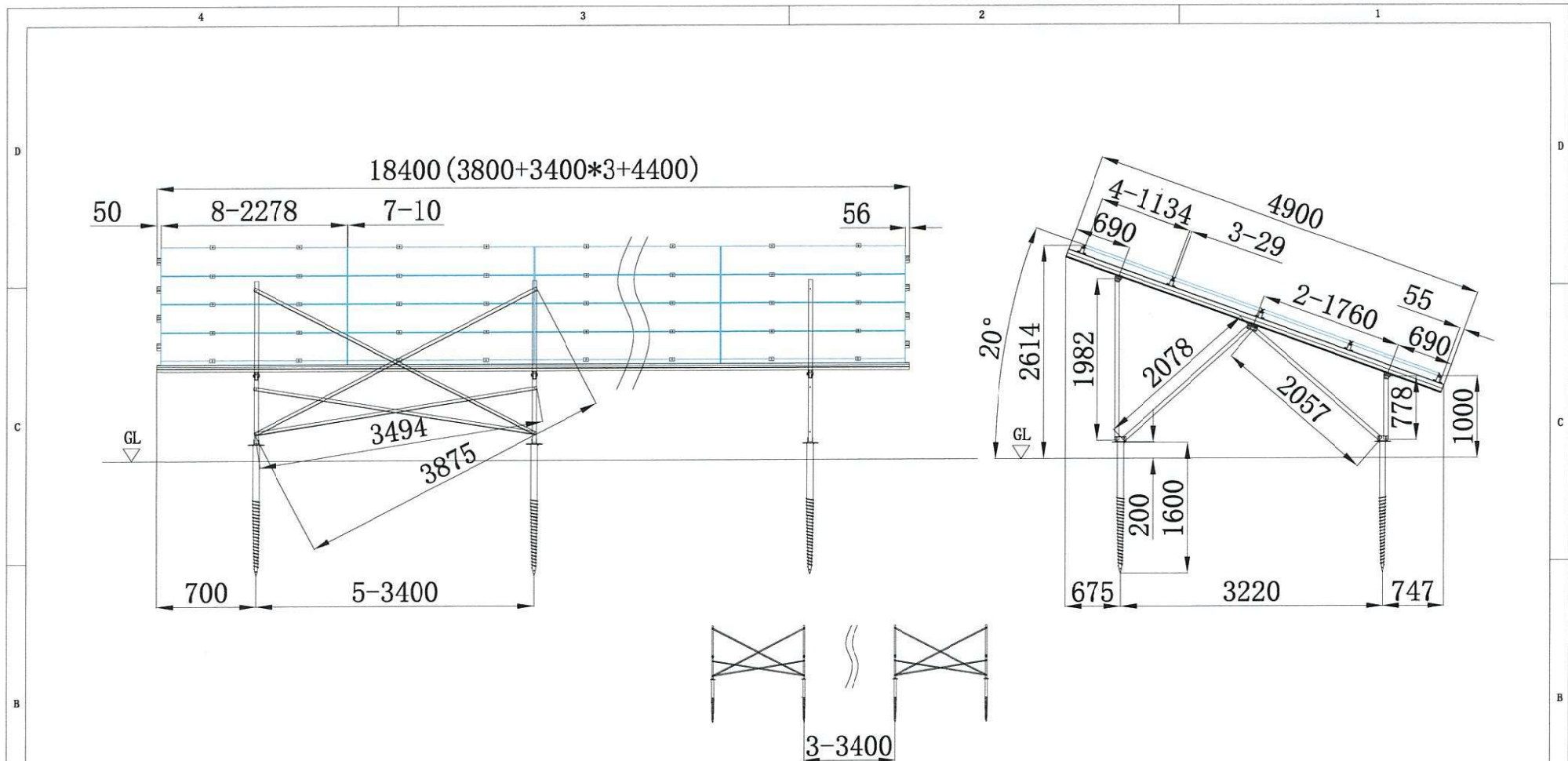
埼玉県東松山市大字松山字土用山2018-1

4

3

2

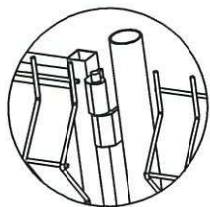
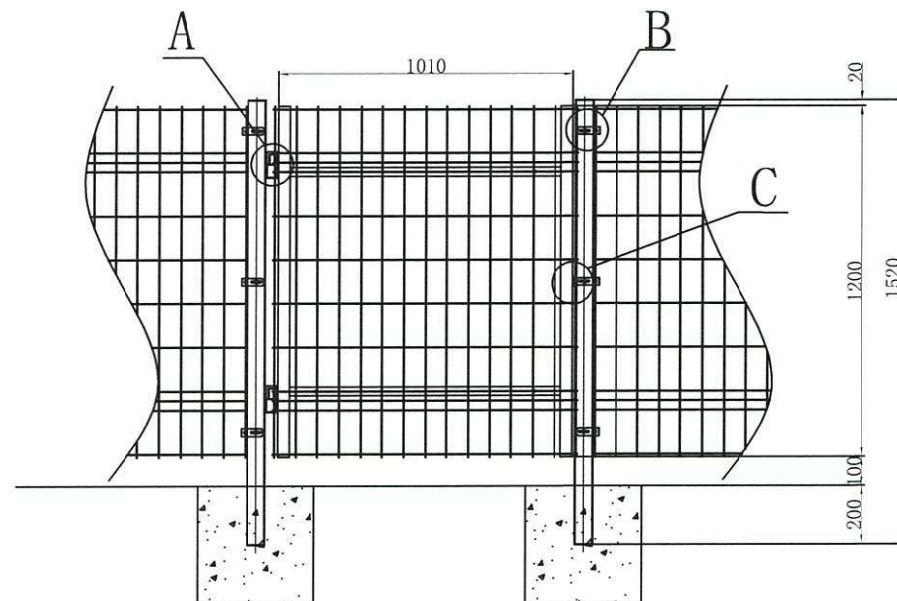
1



※ご指定の杭長（1600mm）で逆算した結果、N値は4（粘性土）以上が必要となります。

筋交いの取り付け位置

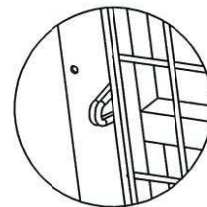
A	4	3	2	1	
A	4	3	2	1	埼玉県東松山市大字松山字土用山2018-1



A



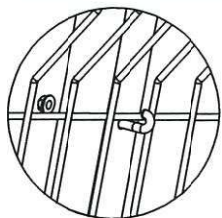
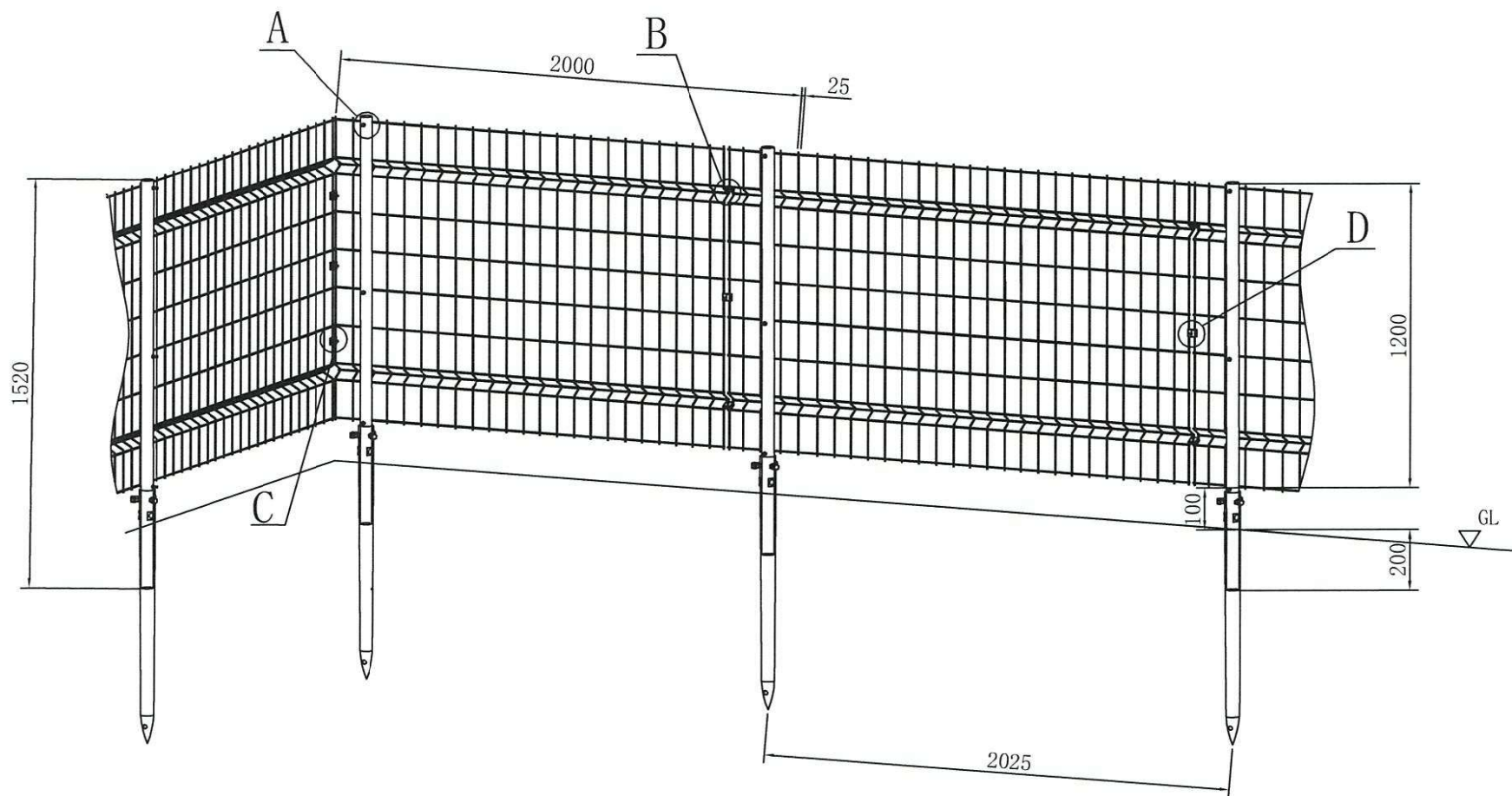
B



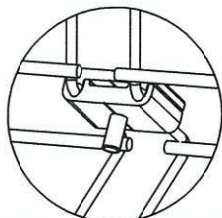
C



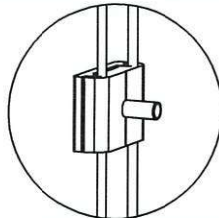
片開き門扉1000*1200



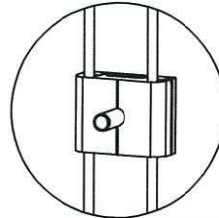
A



B



C



D



フェンス図面



託送供給の承諾のお知らせ

貴社の発電量調整供給申込に対し、下記のとおり供給承諾することをお知らせいたします。

記

1. 申込番号

1122406741220

2. 発電所名

3. 発電場所住所

埼玉県東松山市大字松山 2018 -1

4. 受電地点

発電場所住所と同じ

5. 受電地点特定番号

03-0012-1041-5035-2404-1196

6. 受電方式

単相3線式100/200V

7. 契約受電電力

50 キロワット

8. 同時最大受電電力

50 キロワット

9. 発電量調整供給開始希望(予定)日

2024年 12月 27日

10. 工事費負担金

円(うち消費税等相当金額円)

11. その他

- (1) 工事費負担金は、その工事費の全額を工事着手前に申し受けるものとします。
- (2) 本状に記載の無い事項については、託送供給等約款および自家発電設備等の低圧電線路との連系に関する契約要綱によります。
- (3) 本状による供給承諾後、申込内容を変更された場合は、本承諾書の記載の内容により難しい場合があります。

以上

株式会社スマートパワーシステム 様

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター

系統連系受電サービス料金のご案内

平素より弊社事業につきましてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度お申込みいただきました、発電設備の連系にともない発生する系統連系受電サービス料金について下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. 発電地点情報

受電地点特定番号 : 03-0012-1041-5035-2404-1196
発電者名義 : 株式会社スマートパワーシステム 様
発電場所 : 埼玉県東松山市大字松山 2018-1
同時最大受電電力 : 50 キロワット

2. 系統連系受電サービス料金に係る内容※

課金対象電力 : (発電側) 同時最大受電電力キロワット - (需要側) 契約電力キロワット

系統設備効率化割引 A : A-2

系統設備効率化割引 B : 対象外

割引 A 対象変電所名 : 新坂戸

割引 B 対象変電所名 : 東松山

※ 2024 年 11 月 6 日時点のご契約に基づく情報を記載しております。

<同時最大受電電力が 10 キロワット未満の場合>

- 系統連系受電サービス料金のご請求対象外となります。
なお、同時最大受電電力は小数点以下を切り捨てした値を記載しております。
- ただし、最大連系電力等（実際に系統に逆潮流した電力）が 10 キロワット以上となった場合、系統連系受電サービス料金をご請求させていただく事に加え、契約超過受電電力に系統連系受電サービスの該当基本料金率を乗じてえた金額の 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けることがあります。

<同時最大受電電力が 10 キロワット以上の場合>

- 系統連系受電サービス料金は、原則、発電契約者さまを通じてお支払いいただきます。
ただし、発電契約者さまを通じてお支払をいただけない場合等には、弊社より発電者さまへご請求させていただきます。
- 課金対象電力が 0 キロワットの場合にも、電力量料金は発生いたします。
- 最大連系電力等（実際に系統に逆潮流した電力）が同時最大受電電力を上回った場合、契約超過受電電力に系統連系受電サービス料金の該当基本料金率を乗じてえた金額の 1.5 倍に相当する金額を申し受けることがあります。

3. その他

- ・電力需給に関する契約を廃止されたときは、発電者さまならびに発電契約者さまからの申し出がない場合であっても、弊社の託送供給等約款により、発電量調整供給契約および系統連系受電契約を終了させるための処置を行います。
- ・上記に記載のない事項につきましては、弊社の託送供給等約款によるものとします。

以上